平成２６年（フ）第５号
広島県安芸高田市吉田町川本1087番地
破産者　齋藤　昭男
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年６月12日午前11時
平成27年４月22日　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４０号
広島県庄原市東城町川西787番地３
破産者　中島　忠子
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年６月19日午前11時
平成27年４月22日　広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３０号
福島県伊達郡桑折町字上町74番地２階、開始決定時の住所福島県伊達郡桑折町字桑島一６番地の４
破産者　佐藤　真紀
1　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
2　一般調査期日　平成27年６月11日午後１時40分
平成27年４月23日　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１４４号
三重県四日市市釆女町316番地
破産者　有限会社北勢工業所
1　破産債権の届出期間　平成27年５月26日まで
2　一般調査期日　平成27年６月26日午前10時
平成27年４月23日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９３９号
神戸市垂水区塩屋北町３丁目３番12号
破産者　西堂　充彦
1　破産債権の届出期間　平成27年５月26日まで
2　一般調査期日　平成27年８月４日午前10時
平成27年４月21日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８０号
愛知県日進市五色園４丁目1510番地
破産者　村井真奈美
1　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
2　一般調査期日　平成27年７月14日午前11時10分
平成27年４月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１７８号
愛知県半田市東本町１丁目６番地　リヴィエール半田１－Ａ号、従前の住所愛知県半田市宮路町151番地の２　ユーハウス半田住吉601号
破産者　萩原　一幸
1　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
2　一般調査期日　平成27年７月23日午前10時５分
平成27年４月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目３番19号　207号
破産者　尾﨑　　隆
1　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
2　一般調査期日　平成27年８月５日午前10時15分
平成27年４月22日
神戸地方裁判所第３民事部

破産管財人変更

平成２７年（フ）第２６号
京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町103番地
破産者　株式会社ザ・ナチュラ
破産管財人　中村　利雄が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
平成27年４月20日
京都地方裁判所第５民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第８９号
山口県下松市大字東豊井1580番地２、前住所広島市南区旭３丁目５番16―102号　ヴィラ旭
破産者　舩津　　徹
異議申述期間　平成27年６月５日まで
平成27年４月22日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０３３号
東京都品川区西五反田３丁目６番33号
清算株式会社　エフエルワイ株式会社
代表清算人　本橋　優一
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１０１号
鹿児島市錦江町７番16号
清算株式会社　株式会社南旬市場本舗
代表清算人　峯元　良久
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２７年（再）第３号
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢２番地先
再生債務者　株式会社ぶなの森玉川温泉
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　秋田市川尻総社町６番３号　加藤法律事務所　弁護士　加藤　　謙
平成27年４月20日
秋田地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号
和歌山県紀の川市桃山町調月2506番地
再生債務者　紀泉開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年４月21日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
再生債務者　株式会社庭山組
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　新潟市中央区西堀前通２番町713番地　竹内ビル２階　伊津良治法律事務所　弁護士　伊津　良治
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成27年４月22日
新潟地方裁判所新発田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１５号
千葉県佐倉市大崎台２丁目８番地23
再生債務者　近藤　　禎
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第７号
埼玉県三郷市高州２丁目370番地１　サンクレイドル三郷公園503号
再生債務者　山田　弘幸
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月27日から平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１５号
埼玉県草加市清門３丁目33番地３
再生債務者　竹中　秀徳
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月27日から平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１６号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番６―406号
再生債務者　望月　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月27日から平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係